スワクチンの項中「2,187,300円」を「2,231,900円」に改め、同表ワイル病秋やみ混合ワクチンの項中「575,400円」を「586,500円」に改め、同表加熱人血漿たん白の項中「139,200円」を「141,700円」に、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表人血清アルブミンの項中「139,200円」を「141,700円」に、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表乾燥人フィブリノゲンの項中「256,700円」を「262,300円」に、「239,200円」を「245,000円」に改め、同表乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子の項中「241,900円」を「246,700円」に、「224,500円」を「229,400円」に改め、同表人免疫グロブリンの項中「349,800円」を「356,000円」に、「332,400円」を「338,700円」に改め、同表アルキル化人免疫グロブリンの項中「406,600円」を「413,000円」に改め、同表乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥スルホ化人免疫グロブリンの項中「446,900円」を「454,300円」に、「429,400円」を「436,900円」に改め、同表ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）の項中「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥ｐＨ４処理人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表乾燥ペプシン処理人免疫グロブリンの項中「446,900円」を「454,300円」に改め、同表乾燥ペプシン処理人免疫グロブリンの項中「139,200円」を「141,700円」に、「121,800円」を「124,400円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの項及び同表乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの項中「434,700円」を「442,800円」に、「417,200円」を「425,400円」に改め、同表抗ＨＢｓ人免疫グロブリンの項及び同表乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリンの項中「493,800円」を「504,600円」に、「476,400円」を「487,200円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリンの項中「578,700円」を「591,300円」に、「561,200円」を「573,900円」に改め、同表乾燥ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリンの項中「578,700円」を「591,300円」に改め、同表抗Ｄ（Ｒｈｏ）人免疫グロブリンの項中「171,900円」を「175,200円」に改め、同表乾燥抗Ｄ（Ｒｈｏ）人免疫グロブリンの項中「171,900円」を「175,200円」に、「154,500円」を「157,900円」に改め、同表抗破傷風人免疫グロブリンの項及び同表乾燥抗破傷風人免疫グロブリンの項中「347,000円」を「355,300円」に、「329,500円」を「337,900円」に改め、同表ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの項中「431,800円」を「442,000円」に、「414,400円」を「424,600円」に改め、同表乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの項中「431,800円」を「442,000円」に、「257,700円」を「262,600円」に改め、同表乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢの項中「221,700円」を「226,500円」に改める。

○厚生労働省告示第百三十四号

国立感染症研究所試験検査依頼規程（昭和三十五年厚生省告示第八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一（第五条関係）

試験検査項目	手数料
1　ウイルスに起因する疾病に関する試験検査	
(1)　補体結合抗体価測定検査	268,400円
(2)　赤血球凝集抑制試験	268,400円
(3)　赤血球凝集反応試験	268,400円
(4)　ウイルス分離試験	
ア　組織培養による場合	74,500円
イ　ふ化鶏卵による場合	121,300円
ウ　サックリングマウスによる場合	130,900円
(5)　中和抗体価測定試験	
ア　組織培養による場合	165,100円
イ　ふ化鶏卵による場合	137,700円
ウ　サックリングマウスによる場合	255,300円
(6)　酸耐性試験	183,800円
(7)　熱耐性試験	183,800円
(8)　エーテル耐性試験	183,800円
(9)　ＤＮＡ阻害剤耐性試験	183,800円
(10)　同定試験	
ア　組織培養による場合	165,100円
イ　ふ化鶏卵による場合	137,700円
ウ　サックリングマウスによる場合	255,300円
エ　ＳＤＳ―ポリアクリルアミドゲル電気泳動法によるウイルス核酸又はたん白の解析	52,100円
2　輸血用血液及び血液成分の試験検査	
(1)　人全血液	65,300円
(2)　人赤血球液	65,300円
(3)　解凍人赤血球液	65,300円
(4)　洗浄人赤血球液	65,300円
(5)　新鮮凍結人血漿	65,300円
(6)　人血小板濃厚液	65,300円
(7)　乾燥人血液凝固第Ⅷ因子	191,600円
(8)　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	
ア　原血漿が３人分以下の場合	127,600円
イ　原血漿が50人分以上の場合	
(ア)　発熱試験法によるとき	264,900円
(イ)　エンドトキシン試験法によるとき	245,900円
(9)　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	
ア　発熱試験法によるとき	264,900円
イ　エンドトキシン試験法によるとき	245,900円
(10)　ヒスタミン加人免疫グロブリン（乾燥）	
ア　発熱試験法によるとき	392,800円
イ　エンドトキシン試験法によるとき	373,800円

別表第二（第七条関係）

項目	手数料
試験検査成績書副本交付手数料	
和文一通につき	11,900円
和文以外一通につき	11,900円

○厚生労働省告示第百三十五号

国立感染症研究所製品交付規程（昭和三十五年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久